

SuMPO環境ラベルプログラム

基本文書

文書管理番号：JG-01-07

一般社団法人サステナブル経営推進機構

変更履歴

訂番	年月日	頁	内容
07	2022年4月1日	-	プログラム名変更
06	2020年1月24日	8	システム認証に関する説明を追加
05	2019年10月1日	-	運営者およびプログラム名変更。
04	平成30年2月16日	4,6,10-	原単位種類を変更、付属文書の用語を整理。
03	平成29年4月28日	-	エコリーフプログラムとCFPプログラムの統合により、全面改訂。
02	平成26年1月31日	4、16	エコリーフプログラムによる算定結果のCFPプログラムでの登録・公開について追記。
01	平成25年8月1日	-	制定。エコリーフとカーボンフットプリントコミュニケーションプログラムの一体運営化の見直しに基づき、エコリーフ環境ラベル実施ガイドラインとカーボンフットプリントコミュニケーションプログラム基本文書の一体化を行い発行。

目次

1. プログラムの目的および基本構造	4
1.1 引用規格	4
1.2 目的	4
1.3 プログラムの基本構造	4
1.3.1 プログラムの運営体制	5
1.3.2 プログラムに参加する各関係者の責任の考え方	5
1.3.3 プログラムの適用範囲	5
1.3.4 プログラムの信頼性等を担保する仕組み	6
2. 製品環境情報の算定及び宣言	7
2.1 プログラムで提供する環境情報	7
2.2 算定の基本	7
2.2.1 算定対象	7
2.2.2 算定方法	7
2.2.3 算定の単位	7
2.2.4 使用する原単位データおよび特性化係数	7
2.3 宣言の基本	7
2.3.1 宣言を行う事業者の努力事項	8
2.3.2 宣言を行う際の注意事項	8
2.3.3 宣言における比較の取扱い	8
2.4 PCR 策定・認定、検証および宣言の登録公開にかかる手続き	8
2.4.1 PCR の策定・改正	8
2.4.2 検証	8
2.4.3 宣言の登録公開	8
2.5 登録レビューア・内部検証員、システム認証機関	9
2.5.1 登録レビューア・内部検証員の要求事項	9
2.5.2 システム認証機関に関する要求事項	9
3. 文書管理	9
4. 倫理規範および機密情報の取扱い	10
5. 料金体系	10
6. 異議・苦情の処理	10
7. プログラム運営者	10
附属文書	11

本文書は、一般社団法人サステナブル経営推進機構（以下「機構」という）が運営管理する SuMPO 環境ラベルプログラム（以下「本プログラム」という）について、プログラムの目的、対象、運営体制、手順などを定める文書である。

1. プログラムの目的および基本構造

1.1 引用規格

本プログラムでは以下の規格を引用し、本プログラムの一部を構成する。

- ・ ISO 14025:2006（環境ラベルおよび宣言－タイプⅢ環境宣言－原則および手順）
- ・ ISO/TS 14067:2013（製品のカーボンフットプリント－算定およびコミュニケーションにかかる要求手法および指針－）
- ・ ISO 14040:2006（環境マネジメント－ライフサイクルアセスメント－原則及び枠組み）、ISO 14044:2006（環境マネジメント－ライフサイクルアセスメント－要求事項及び指針）
- ・ ISO/TS 14027:2017（環境ラベルおよび宣言－PCR 開発）

1.2 目的

本プログラムでは、

- ① 信頼性・透明性を確保した算定方法に基づく、製品のライフサイクル全体にわたる地球温暖化負荷等の定量的環境情報の見える化（算定）
- ② 「見える化」された情報に基づく、提供者（事業者）と利用者（消費者、事業者等のステークホルダー）との間でその削減努力のための相互理解の促進（コミュニケーション）の2つを手段に、
 - ・ 事業者においては、さらなる削減行動を実施し、社会的責任を果たすこと。
 - ・ 消費者においては、自らの生活スタイルの変革を行い、これを通じて環境負荷の低減を図ることを目的とする。

1.3 プログラムの基本構造

本プログラムには以下の基本構造が設けられ、各構造には基準あるいは手順等が規定され、運営するものとする。

- ① 製品種別の算定と宣言の基本ルールである製品カテゴリールール（Product Category Rule、以下「PCR」という）の策定・認定・公開
- ② 個別の製品に対する算定結果および宣言（declaration）の検証（個別検証とシステム認証）
- ③ 宣言の登録公開

なお、宣言には複数の環境側面を対象としタイプⅢ環境宣言を行うエコリーフと、地球温暖化負荷のみを対象としCFP宣言を行うカーボンフットプリント（Carbon Footprint of Products、以下「CFP」という）の2種類があり、事業者が選択する。

エコリーフは、ISO 14025:2006（環境ラベルおよび宣言－タイプⅢ環境宣言－原則および手順）およびISO 14040 シリーズのライフサイクルアセスメント（LCA）規格に従っている。

CFPは、ISO/TS 14067:2013（製品のカーボンフットプリント－算定およびコミュニケーションにかかる要求手法および指針－）規格に従っている。ISO/TS 14067:2013では、複数の伝達先および複数のコミュニケーション方法が考慮されているが、CFPが対象とするのは「公に利用されることを意図したCFP宣言」のみである。

PCR は、ISO/TS 14027:2017（環境ラベルおよび宣言－PCR 開発）に従っている。

本プログラムで実施するのは製品のライフサイクル全体にわたる定量的環境情報の表示であって、環境優位性判定を示すものではない。

1.3.1 プログラムの運営体制

本プログラムの適正な運営管理についてはプログラム運営者が責任を持つものとし、利害関係者や有識者を中心としたアドバイザリーボードによる助言および各種レビューパネルの審議を経ることにより、プログラム文書や個別の審査結果に対する信頼性・透明性・公平性を担保する。

① アドバイザリーボード

本プログラムの信頼性・透明性・公平性を担保するため、本プログラム全体の運営管理、および基本文書の制定・改正にあたり助言を行う。また、必要に応じてアドバイザリーボードの下にワーキンググループ（以下、「WG」という。）を置き、プログラムの運営を通じて明らかになった技術課題や問題点等を抽出・整理し、プログラムに反映させるための助言を行う。

アドバイザリーボードの設置・運営に関する規定については、以下の文書を参照のこと。

JR-02 アドバイザリーボード設置・運営規程

② レビューパネル

「PCR に関する認定の最終判定」、「追加登録する原単位（登録データ）の最終判定」、「本プログラムにおける検証方式の一つである『個品別検証方式』に関する検証結果の確認」および「『システム認証方式』に関する審査結果の確認」を行う。

レビューパネルに関する規定については、以下の文書を参照のこと。

JR-03 レビューパネル設置・運営規程

1.3.2 プログラムに参加する各関係者の責任の考え方

本プログラムの実施にあたっては、関係者間の責任関係を明確にすることが、プログラムの円滑な運営に重要である。これらは、以下の通り整理される。

- －プログラム参加事業者：エコリーフや CFP の算定・宣言の内容に対する責任
- －レビューパネル： PCR 認定判断基準に基づき、定められた手順に則った PCR レビューを実施する責任
- －検証員：検証判断基準に基づき、定められた手順に則った検証を実施する責任
- －システム認証審査員：システム認証審査基準に基づき、定められた手順に則った審査を実施する責任

1.3.3 プログラムの適用範囲

(1) 宣言の対象

宣言を用いたコミュニケーションの対象は、製品の製造者、販売者および代理者、並びにサービスの提供者および、一般に公開された情報を利用する消費者や事業者等の利害関係者とする。

(2) プログラムが対象とする製品範囲

本プログラムが対象とする製品範囲は、日用品その他の工業製品、耐久消費財、食品その他の農林水産業製品、サービスなど、あらゆるものを含む。また、それらは最終財に限定されず中間財であってもよい。

(3) プログラム参加者の範囲

- a 製品の製造者、販売者および代理者、並びにサービスの提供者は、宣言の登録公開を実施することができる。
- b 本プログラムに係わるすべての利害関係者^{*}は、PCR 策定の提案を行うことができる。

^{*}利害関係者の種類

- ① 製品の製造者、販売者、代理者
- ② サービスの提供者、代理者
- ③ 製品およびサービスの購買者（顧客）
- ④ 一般消費者
- ⑤ 行政当局
- ⑥ その他環境ラベルプログラム業務に直接係わる関係者

(4) プログラムが実施される地域

本プログラムは、主に日本国内におけるコミュニケーションに利用されることを目的として構築されている。しかし、海外からの参加および海外への発信を制限するものではない。申請等は日本語で行うことを原則とし、必要に応じて他言語も認める場合がある。

1.3.4 プログラムの信頼性等を担保する仕組み

本プログラムの宣言は、利害関係者とのコミュニケーションに利用されるものであることから、提供される情報について信頼性を確保することが必要である。そのため、宣言を行うにあたっては、以下のような手段を通じて信頼性・透明性・公平性を確保する。

(1) PCR の使用

本プログラムでは、PCR を使用する。PCR とは製品種別の算定と宣言の基本ルールであり、利害関係者に対しどのような条件で宣言の値の算定を行っているか情報提供すること、また、コミュニケーションの内容についての理解を向上させることを目的としている。

(2) 検証の実施

本プログラムは、PCR に基づく算定および宣言方法について、利害関係者に信頼性・透明性・公平性を確保した情報提供を行うため、第三者による公平で力量が確保された検証を実施する。

2. 製品環境情報の算定及び宣言

2.1 プログラムで提供する環境情報

本プログラムでは、LCAに基づくライフサイクルインベントリ分析（LCI）およびライフサイクル影響評価（LCIA）結果に基づく、環境負荷の算出結果を製品環境情報として提供する。

2.2 算定の基本

2.2.1 算定対象

エコリーフは、複数の環境影響の算出結果を製品環境情報として提供する。CFPの場合には、温室効果ガス（以下、「GHG」という。）のみを算定対象としており、その他の環境影響の評価には適用されない。

2.2.2 算定方法

- ・ ライフサイクルインベントリ分析（LCI）

ライフサイクルインベントリ分析では、算定者が収集したデータに基づいて資源消費量や排出物量を算定する。

- ・ ライフサイクル影響評価（LCIA）

ライフサイクル影響評価では、インベントリ分析の結果から得られたインプット・アウトプットを予想される影響領域（地球温暖化やオゾン層の破壊など）に振り分け、影響領域に与える強度を評価した特性化係数と掛けあわせる特性化を行う。

2.2.3 算定の単位

算定の単位を「機能単位」とする。「製品単位」「販売単位」「物量単位（例えば「100gあたり）」は機能単位に含まれる。

2.2.4 使用する原単位データおよび特性化係数

本プログラムでは、別途定める基準を満たしたライフサイクルインベントリ分析に使用する算定用二次データとしての原単位データを管理し、提供する。

算定の基本とする原単位データベースである「指定データベース」について、原則としてプログラム運営者の指定するバージョンのIDEAを使用する。IDEA以外の原単位データベースの使用については別途定める。

上記データベースに適切な原単位がない場合は、本プログラムの基準を満たした「登録データ」を作成し、レビューパネルで認められたものについて使用することができる。

特性化係数については、原則としてプログラム運営者の指定するバージョンのLIMEの特性化係数リストを使用する。

本プログラムで使用する原単位の有効期間は5年とする。

原単位データに関する規定については、以下の文書を参照のこと。

JR-05 原単位データ評価・運用規程

2.3 宣言の基本

宣言とは、PCRおよび算定結果に基づいて開示される本プログラムウェブサイト掲載の情報である。

事業者が宣言によるコミュニケーションを行う場合、CFPマークもしくはエコリーフマークの

使用を伴うことを基本とする。

2.3.1 宣言を行う事業者の努力事項

宣言を行う事業者は、環境影響負荷の継続的削減に向けて努力することが求められる。

2.3.2 宣言を行う際の注意事項

宣言は、情報提供を受ける利害関係者にとってわかりやすく、かつ誤解を招きやすい表現を避けたものでなければならない。

2.3.3 宣言における比較の取扱い

本プログラムでは、比較可能性を追求するために PCR の取り決めと共通の原単位の使用を採用しているが、プログラムの中で別途認められた場合を除き、宣言数値の比較を行ってはならない。

2.4 PCR 策定・認定、検証および宣言の登録公開にかかる手続き

2.4.1 PCR の策定・改正

宣言の登録公開を希望する事業者は、該当する製品分野の PCR が認定されていない場合、PCR の策定を行わなければならない。

認定された PCR の有効期間は 5 年とする。

PCR の策定・改正等を希望する者は、以下に定める規定に従うこと。

JR-06 PCR 認定規程

2.4.2 検証

宣言の登録公開を希望する事業者は、算定結果（個々の製品ごとの定量的環境データ）と宣言の案が認定 PCR および関連規程に準拠していることを確認するために、プログラム運営者の定める検証を受けなければならない。検証の方式には、個品別検証方式およびシステム認証方式がある。検証の有効期間は 5 年とする。

システム認証は、宣言希望事業者内部に構築された 算定・検証・公開申請を行うシステムが要求事項を満たしていることを審査、認証するものであり、算定結果・宣言に信頼を与えることを目的とする。

個品別検証方式に関する規定については、以下の文書を参照のこと。

JR-08 検証規程

システム認証方式に関する規定については、以下の文書を参照のこと。

JR-09 システム認証規程

2.4.3 宣言の登録公開

2.4.2 に定める検証で合格と判定された事業者は、プログラム運営者の定める手順に従い、宣言の登録公開手続きを行わなければならない。

宣言にかかる登録公開を行う場合には、マーク使用にあたっての不正使用防止等の取り決めに同意しなければならない。

また、宣言の登録公開を行う事業者は、宣言内容に大きな変更があった場合は、変更案を作成し、理由とともにプログラム運営者に申請しなければならない。

宣言の登録公開に関する規定については、以下の文書を参照のこと。

JR-10 宣言登録公開規程

2.5 登録レビューア・内部検証員、システム認証機関

登録レビューアとは、PCR のレビューを行う者、個別検証を行う者として、プログラム運営者の定める手続きにより登録を行った者の総称である。また、内部検証員とは、システムにおける内部検証を行う者である。

システム認証機関とは、システム認証を行う機関として、プログラム運営者の定める手続きにより登録を行った機関であり、システム認証機関はシステム認証審査員で審査チームを構成する。

登録レビューア、内部検証員、システム認証審査員を総称して要員という。

本プログラムは、PCR のレビューや検証、システム審査といった作業を通じて、算定結果・宣言の信頼性を担保している。そのため、各作業に従事する関係者には、一定の力量のもと、これらの役割を果たすことが求められる。

2.5.1 登録レビューア・内部検証員の要求事項

登録レビューアおよび内部検証員は、PCR レビューおよび検証（システムにおける内部検証を含む）の実施にあたっては、プログラム運営者が定める力量を有していなければならない。また、プログラム運営者による登録後も、一定の実務経験を積み重ねる必要がある。

プログラム運営者は、プログラムの適切な運用のため、力量を有すると判断した者を登録レビューア、内部検証員として登録する。

登録レビューア、内部検証員の登録・力量に関しては、以下の文書を参照のこと。

JR-11 登録レビューア・内部検証員の登録・評価規程

2.5.2 システム認証機関に関する要求事項

システム認証機関およびシステム認証審査員は、システム審査の実施にあたっては、プログラム運営者が定める力量を有していなければならない。また、プログラム運営者による登録後も、一定の実務経験を積み重ねる必要がある。

プログラム運営者は、力量を有すると判断した機関および審査実施者をシステム認証機関およびシステム認証審査員として登録する。

システム認証機関およびシステム認証審査員の登録・力量に関しては、以下の文書を参照のこと。

JR-12 システム認証機関登録・評価規程

3. 文書管理

プログラム運営者は、本プログラムを円滑に運営するため、使用する書類の関係と運用方法を、文書管理体系に定める。これらの文書は公開を原則とする。

また、プログラム運営者は、プログラム実施状況をもとに、アドバイザリーボード等の助言を経て、少なくとも 5 年に 1 度、基本文書の定期的なレビューを実施する。

文書管理に関する規定については、以下の文書を参照のこと。

JR-01 文書管理規程

4. 倫理規範および機密情報の取扱い

プログラム運営者は、本プログラムの運営および業務が一部の利害に偏ることなく公正かつ公平に遂行されることを目的として、倫理規程を定める。

本プログラムの関係者並びにプログラム運営者は、以下の倫理規程を守らなければならない。

また、本プログラムでは、検証において、事業者の製品に係わる機密事項に触れることがあるため、プログラム運営者は、関係者が遵守すべき「機密事項の取扱」を作成し、関係者が必要な守秘義務契約を結ぶことを確実にする。

倫理規範および機密情報の取扱いに関する規定については、以下の文書を参照のこと。

JR-13 倫理・機密事項取扱規程

5. 料金体系

本プログラムの適切な運営のため、運営に必要な運営費を確保するための適切な価格設定を行う。

価格設定に関する規定については、以下の文書を参照のこと。

JR-14 料金規程

6. 異議・苦情の処理

プログラム運営者は、関係者からの異議申立て・苦情、および紛争があった場合には、誠実に対応する。

異議申立てとは、申請組織または被認証組織からの要請であって、その希望する地位に関して下された否定的な決定について再考を求めること。

苦情とは、製品または苦情対応プロセスに関して、申請組織または被認証組織に対する不満足の実現で、その対応または解決が、明示的または暗示的に期待されているもの。

異議申立て・苦情・紛争の処理に関しては、以下の文書を参照のこと。

JR-15 異議・苦情・紛争処理規程

7. プログラム運営者

本プログラムは、以下の者がその運営管理を行う。

名称：一般社団法人サステナブル経営推進機構

住所：〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町二丁目2番1号

(三井住友銀行神田駅前ビル)

附属文書

本文書は、一般社団法人サステナブル経営推進機構が運営管理する「SuMPO 環境ラベルプログラムにおいて使用される用語および定義を定めたものである。

1 ライフサイクルアセスメントに関する用語

1.1 ライフサイクル (life cycle)

連続的で、かつ、相互に関連する製品システム（第 2.2 項）の段階群、すなわち、原材料（ISO 14050:2009 第 6.12 項）の取得、または天然資源の産出から最終処分までを含むもの。

[出典：ISO 14044:2006 第 1 項]

1.2 ライフサイクルアセスメント (life cycle assessment、LCA)

製品システム（第 2.2 項）のライフサイクル（第 1.1 項）全体を通しての入力（ISO 14050:2009 第 6.17 項）、出力（ISO 14050:2009 第 6.18 項）および潜在的な環境影響（ISO 14050:2009 第 3 項）のまとめ、並びに評価。

[出典：ISO 14044:2006 第 2 項]

1.3 ライフサイクルインベントリ分析 (life cycle inventory analysis、LCI)

製品に対する、ライフサイクル（第 1.1 項）の全体を通しての入力（ISO 14050:2009 第 6.17 項）および出力（ISO 14050:2009 第 6.18 項）のまとめ、並びに定量化を行うライフサイクルアセスメント（第 1.2 項）の段階。

[出典：ISO 14044:2006 第 3 項]

1.4 ライフサイクル影響評価 (life cycle impact assessment、LCIA)

製品システム（第 2.2 項）に対する、製品（第 2.1 項）のライフサイクル（第 1.1 項）の全体を通じた潜在的な環境影響（ISO 14050:2009 第 3 項）の大きさおよび重要度を理解し、かつ、評価することを目的とした、ライフサイクルアセスメント（第 1.2 項）の段階。

[出典：ISO 14044:2006 第 4 項]

1.5 ライフサイクルの解釈 (life cycle interpretation)

ライフサイクルインベントリ分析（第 1.3 項）もしくはライフサイクル影響評価（第 1.4 項）のいずれか、またはその両方から得られた知見を、ライフサイクルアセスメント（第 1.2 項）の結論および提案事項を得るために、設定した目的および調査範囲に関して評価する LCA の段階。

[出典：ISO 14044:2006 第 5 項を修正—「インベントリ分析」の用語を、「ライフサイクルインベントリ分析」に変更。]

1.6 感度分析 (sensitivity analysis)

手法およびデータに関して行った選択が調査の成果へ及ぼす影響を見積もるための系統的な手順。

[出典：ISO 14044:2006 第 31 項]

1.7 特性化係数 (characterization factor)

LCI（第 1.3 項）結果を、領域指標（第 1.9 項）の共通の単位に換算するために適用する特性化モデルから導かれる係数。

注記 共通の単位によって、結果として得られる領域指標の計算が可能となる。

[出典：ISO 14044:2006 第 37 項]

1.8 影響領域 (impact category)

LCI 結果が割り振られる、着目されている環境関連事項の分野。
[出典：ISO 14044:2006 第 39 項]

1.9 影響領域指標 (impact category indicator)

影響領域を定量化して表現したもの。
注記 略称である“領域指標”は、この規格において、読みやすさを改善するために使用している。
[出典：ISO 14044:2006 第 40 項]

1.10 カットオフ基準 (cut-off criteria)

調査から除外されている、物質もしくはエネルギーのフロー (ISO 14050:2009 第 6.13 項) の量または単位プロセス (第 2.17 項) もしくは製品システム (第 2.2 項) にかかわる環境面での重要度の仕様。
[出典：ISO 14044:2006 第 18 項]

2 製品、製品システム、およびプロセスに関する用語

2.1 製品 (product)

あらゆる製品またはサービス。

項目への注記 1：製品は、次のように区分することができる。

- － サービス (例えば、輸送、イベントの実施、電力)
- － ソフトウェア (例えば、コンピュータプログラム)
- － ハードウェア (例えば、エンジン機械部品)
- － 加工材料 (processed material) 素材製品 (processed material) (例えば、潤滑剤、鉱石、燃料)
- － 未加工材料 (unprocessed material) (例えば、農産物)

項目への注記 2：サービスには、有形および無形の要素がある。サービスの提供は、例えば、次のものがある。

- － 顧客が提供した有形の製品に対して行われる活動 (例えば、自動車の修理)
- － 顧客が提供した無形のものに対して行われる活動 (例えば、税金の還付に必要な収入情報の整理)
- － 無形のもの提供 (例えば、知識を伝達するという意味をもつ情報の提供)
- － 顧客のための雰囲気作り (例えば、ホテルおよびレストラン内)

ソフトウェアは、情報で構成され、一般に無形であり、アプローチ、処理または手順の形をとり得る。

ハードウェアは、一般に有形で、その量は数えることができる特性をもつ。素材製品は一般に有形で、その量は、連続的な特性をもつ。

[出典：ISO 14044:2006 第 9 項を修正—「項目への注記 1」は箇条書きの二番目から「辞書 (dictionary)」を削除、定義の原典を記載した「項目への注記 3」は省略。]

2.2 製品システム (product system)

基本フロー (第 2.20 項) および製品のフロー (ISO 14050:2009 第 6.11 項) を伴い、一つ以上の定義された機能を果たし、かつ、製品 (第 2.1 項) のライフサイクル (第 1.1 項) をモデル化した単位プロセス (第 2.17 項) の集合体。

[出典：ISO 14044:2006 第 28 項]

2.3 最終財

消費者の手元に渡る最終の製品形態（本体および付属品）。

2.4 中間財

中間業者の手元に渡る製品形態（本体および付属品）で、その後何らかの加工を経て消費者に提供されるもの。

2.5 副資材

特定のサイトやプロセスでのみ消費され、製品形態の一部をなさないもの。製造サイトで使用する薬品や洗浄剤などが含まれる。

2.6 廃棄物等

処分されるもの、リサイクルされるものおよびリユースされるもの。

2.7 廃棄物等の処理

処分されるものの焼却および埋立等の処理、ならびにリサイクルされるもののリサイクルの準備処理。

2.8 リサイクルの準備処理

使用済み製品を構成する素材や部品がリサイクル処理可能な状態になるまでの処理。プラスチックはベール化まで、紙は梱包まで、ガラスはカレット化まで、金属はプレス処理までを対象とする。また、リサイクル処理の前準備として破碎・選別が必要な場合は破碎・選別プロセスを含むこととする。

2.9 共製品

プロセス又は製品システムからもたらされる副生産物のうち、配分の対象となるもの。

2.10 輸送量

輸送時の燃料消費に伴う環境影響の算定の際に、原単位に乗じる輸送トンキロの量。

2.11 標準重量

商品の販売単位における規定内容量または平均的な出荷時の内容量。

2.12 活動量

環境負荷を与える活動の物理量を表す指標。活動により異なるが、例えば素材使用量、電力消費量、埋立量等がこれに該当する。

2.13 原単位

原単位とはライフサイクルインベントリ分析（LCI）実施時に用いる、活動量あたりの環境負荷を表す指標である。活動により異なるが、例えばある素材 1kg の天然資源採取から素材生産までに排出される基本フローのインプットおよびアウトプットがこれに該当する。

2.14 システム境界（system boundary）

単位プロセス（第 2.17 項）が製品システム（第 2.2 項）の一部であることを規定する一連の基準。

[出典：ISO 14044:2006 第 32 項]

2.15 情報モジュール (information module)

宣言の基礎として使用されるまとまったデータで、製品 (第 2.1 項) のライフサイクル (第 1.1 項) の一部である単位プロセス (第 2.17 項) または単位プロセスの組み合わせを対象とするもの。

[出典 : ISO 14025:2006 第 13 項を修正—定義中の「タイプⅢ環境」の箇所を除外。]

2.16 プロセス (process)

入力 (ISO 14050:2009 第 6.17 項) を出力 (ISO 14050:2009 第 6.18 項) に変換する、相互に関連するまたは相互に作用する一連の活動。

[出典 : ISO 14044:2006 第 11 項]

2.17 単位プロセス (unit process)

入力 (ISO 14050:2009 第 6.17 項) および出力 (ISO 14050:2009 第 6.18 項) のデータが定量化される、ライフサイクルインベントリ分析 (第 1.6 項) で考慮する最小要素。

[出典 : ISO 14040:2006 第 34 項]

2.18 機能単位 (functional unit)

製品システム (第 2.2 項) の性能を表す定量化された参照単位。

[出典 : ISO 14040:2006 第 20 項]

2.19 基準フロー (reference flow)

機能単位 (第 2.18 項) で表される機能を満たすために必要とされる、製品システム (第 2.2 項) 内のプロセス (第 2.16 項) からの出力 (ISO 14050:2009 第 6.18 項) を定量的に表した量。

[出典 : ISO 14040:2006 第 29 項]

2.20 基本フロー (elementary flow)

調査対象のシステムに入る物質もしくはエネルギーで、事前に人為的な変化を加えずに環境調査対象のシステムに入る物質若しくはエネルギーで、事前に人為的な変化を加えずに環境 (ISO 14050:2009 第 1 項) から取り込まれたもの、またはシステムから出る物質若しくはエネルギーで、事後に人為的な変化を加えずに環境へリリースされるものから取り込まれたもの、またはシステムから出る物質もしくはエネルギーで、事後に人為的な変化を加えずに環境へリリースされるもの。

[出典 : ISO 14044:2006 第 12 項]

2.21 製品カテゴリー (product category)

同等の機能をもつ製品 (第 2.1 項) のグループ。

[出典 : ISO 14025:2006 第 12 項]

2.22 製品カテゴリールール (product category rules、PCR)

一つまたは複数の製品カテゴリー (第 2.21 項) に関するタイプⅢ環境宣言 (ISO 14050:2009 第 8.5 項) もしくは CFP 宣言を作成するための一連の固有の規則、要求事項および指示。項目への注記 1 : PCR は ISO 14044 に準拠した算定の規則を含む。

[出典 : ISO 14025:2006 第 5 項を修正—「もしくは CFP 宣言」、「項目への注記 1」を追加。]

2.24 サービス寿命 (service life)

使用中の製品 (第 2.1 項) が、性能要件を満たすか超えている期間のこと。

[出典：ISO 15686-1：2000 第 1.1 項を修正—より一般的な表現を使用。]

3 データおよびデータ品質に関する用語

3.1 一次データ (primary data)

製品システム (第 2.2 項) 内において、直接的な測定から得た、または最初の情報源における直接的な測定に基づいた計算から得た、単位プロセス (第 2.17 項) または活動の定量化された値。
項目への注記 1：一次データは、必ずしも調査下にある製品システム (第 2.2 項) からのものでなくてもよい。

3.2 サイト固有のデータ (site-specific data)

製品システム (第 2.2 項) 内において、直接的な測定から得たデータ、または最初の情報源における直接的な測定に基づいた計算から得たデータ。

項目への注記 1：全てのサイト固有のデータは「一次データ (primary data)」(第 8.1 項) であるが、全ての一次データがサイト固有のデータであるわけではない。これは、それらが異なる製品システム (第 2.2 項) にも関連しているためである。

3.3 二次データ (secondary data)

製品システム (第 2.2 項) 内において、直接的な測定以外の情報源から得たデータ、および最初の情報源における直接的な測定に基づいた計算以外から得たデータ。

項目への注記 1：上記の情報源は、データベース、発行済みの文献、国家インベントリ、およびその他の一般的な情報源が含まれる可能性がある。

3.4 不確実性 (uncertainty)

定量化の結果に関係するパラメータで、定量化の対象に合理的に当てはめることができる数値のばらつきを特徴付けるもの。

項目への注記 1：通常、不確実性の情報には、数値のばらつき度合いの定量的な推計、およびばらつきを起こす可能性に関する定性的な説明が示される。

[出典：ISO 14064-1:2006 第 2.37 項]

4 温室効果ガスに関する用語

4.1 温室効果ガス (greenhouse gas、GHG)

地球表面、大気、雲から放出される赤外線波長のうち、特定の波長の放射線を吸収、放出する大気組成ガス。自然のものと人為起源のものを含む。

項目への注記 1：水蒸気やオゾンが人為起源であるが、大気中に存在するこれらのガスに起因する地球温暖化から人為起源の部分を切り出すことは困難なため、自然の温室効果ガスと同じく、認識されている温室効果ガスには含まれない。

[出典：ISO14064-1:2006 第 2.1 項を修正—「項目への注記 1」を追加、GHG の例を挙げた原典の注記は省略。]

4.2 二酸化炭素換算値 (carbon dioxide equivalent)

CO₂ 換算値 (CO₂ equivalent、CO₂e)

温室効果ガス (第 4.1 項) の放射強制力を二酸化炭素量に換算した質量。

項目への注記 1：二酸化炭素換算値は、所定の温室効果ガスの質量に地球温暖化係数 (第 4.4 項) を乗じることによって計算される。

[出典：ISO14064-1:2006 第 2.19 項を修正—「項目への注記 1」を追加。]

4.3 製品への炭素貯留 (carbon storage in products)

大気から吸収され、製品（第 2.1 項）に炭素として貯留される炭素。

4.4 地球温暖化係数 (global warming potential、GWP)

所定の期間における特定の温室効果ガス（第 4.1 項）の単位質量当たりの放射強制力の積算値を、二酸化炭素の相当量で記述した特性化係数（ISO 14050:2009 第 7.2.2.2 項）。

[出典：ISO 14064-1:2006 第 2.18 項を修正]

4.5 温室効果ガス排出量 (greenhouse gas emission)

GHG 排出量 (GHG emission)

大気中に放出された温室効果ガス（第 4.1 項）の質量。

[出典：ISO 14064-1:2006 第 2.5 項を修正－「特定期間内に (over a specific time period)」を省略。]

4.6 温室効果ガス吸収量 (greenhouse gas removal)

GHG 吸収量

大気中から吸収された温室効果ガス（第 4.1 項）の質量。

[出典：ISO 14064-1:2006 第 2.6 項を修正－「特定期間内に (over a specific time period)」を省略。]

4.7 温室効果ガス源 (greenhouse gas source)

GHG 源 (GHG source)

温室効果ガス（第 4.1 項）を大気中に放出するプロセス（第 2.16 項）。

項目への注記 1：プロセスの種類には、自然または機械的などのプロセスがありうる。

4.8 温室効果ガス吸収源 (greenhouse gas sink)

GHG 吸収源

大気中から温室効果ガス（第 4.1 項）を吸収するプロセス（第 2.16 項）。

項目への注記 1：プロセスの種類には、自然または機械的などのプロセスがありうる。

5 生物起源の物質および土地利用に関する用語

5.1 バイオマス (biomass)

生物起源の物質。地層に埋め込まれている物質および化石に変化した物質は除く。

項目への注記 1：この中には有機物（生きているものと死んでいるものの双方）が含まれる（木、作物、草、木くず、藻類、動物、堆肥のような生物起源の廃棄物など）。

5.2 生物起源炭素 (biogenic carbon)

バイオマス（第 5.1 項）由来の炭素。

5.3 生物起源 CO₂ (biogenic CO₂)

生物起源炭素（第 5.2 項）の酸化により形成された CO₂。

5.4 化石炭素 (fossil carbon)

化石化した物質に含まれている炭素。

項目への注記 1：化石化した物質の例は、石炭、石油、天然ガスなど。

5.5 直接的な土地利用変化 (direct land use change、dLUC)

評価される製品システム (第 2.2 項) 内の原材料 (ISO 14050:2009 第 6.12 項)、中間製品 (ISO 14050:2009 第 6.2.1 項)、最終製品 (第 2.1 項) または廃棄物 (ISO 14050:2009 第 12 項) が、生産、使用または廃棄される場所における、人間による土地の利用または管理の変化。

5.6 間接的な土地利用変化 (indirect land use change、iLUC)

製品システム (第 2.2 項) 内の原材料 (ISO 14050:2009 第 6.12 項)、中間製品 (ISO 14050:2009 第 6.2.1 項)、最終製品 (第 3.1 項) または廃棄物 (ISO 14050:2009 第 12 項) が、生産、使用または廃棄される結果として生じた、土地利用または土地管理の変化。ただし、変化の原因となった活動が行われた場所で生じたものは対象としない。

6 タイプⅢ環境宣言に関する用語

6.1 タイプⅢ環境宣言 (Type Ⅲ environmental declaration)

事前に設定されたパラメータおよび必要な場合には、追加的環境情報を用いて、定量化された環境データを提供する環境宣言

[出典: JISQ14025:2008 環境ラベルおよび宣言-タイプⅢ環境宣言-原則および手順 (H20,6,20)]

6.2 環境側面 (environmental aspect)

環境と相互に影響し得る組織の活動、製品の要素。

[出典: JISQ14025:2008 環境ラベルおよび宣言-タイプⅢ環境宣言-原則および手順 (H20,6,20)]

6.3 利害関係者 (interested party)

タイプⅢ環境ラベル制度によって影響を受けるすべての者。

[出典: JISQ14025:2008 環境ラベルおよび宣言-タイプⅢ環境宣言-原則および手順 (H20,6,20)]

6.4 消費者 (consumer)

私的目的のために商品、資産若しくはサービスを購買又は使用する一般公衆の中の個人。

[出典: JISQ14025:2008 環境ラベルおよび宣言-タイプⅢ環境宣言-原則および手順 (H20,6,20)]

6.5 第三者 (third party)

審議されている問題点に関連する当事者から独立していると認められる個人又は団体。

[出典: JISQ14025:2008 環境ラベルおよび宣言-タイプⅢ環境宣言-原則および手順 (H20,6,20)]

6.6 プログラム運営者 (programme operator)

タイプⅢ環境宣言プログラムを実施する組織。

[出典: JISQ14025:2008 環境ラベルおよび宣言-タイプⅢ環境宣言-原則および手順 (H20,6,20)]

6.7 認証 (certification)

製品、工程又は付帯サービスが所定の要求事項を満たしていることを、第三者が文書で保証する手続き。

[出典: JISQ14024:2000 環境ラベルおよび宣言-タイプⅠ環境ラベル表示-原則および手続き (H12,8,21)]

6.8 比較主張 (comparative assertion)

ある製品と同一の機能を持つ競合製品に対する、優越性又は同等性に関する環境主張。

[出典: JISQ14025:2008 環境ラベルおよび宣言-タイプⅢ環境宣言-原則および手順 (H20,6,20)]

7 CFPに関する用語

7.1 製品のカーボンフットプリント (carbon footprint of products)

CFP

製品システム (第 2.2 項) における温室効果ガス排出量 (第 4.5 項) と吸収量 (第 4.6 項) の合計。CO₂ 換算値 (第 4.2 項) で表され、ライフサイクルアセスメント (第 1.2 項) に基づく。
項目への注記 1: 特定量の温室効果ガス (第 4.1 項) の CO₂ 換算値 (第 4.2 項) は、特定の温室効果ガス (第 4.1 項) にその地球温暖化係数 (第 4.4 項) を乗じた質量で計算される。

7.2 部分的な製品のカーボンフットプリント (partial carbon footprint of products)

部分的 CFP

製品システム (第 2.2 項) において選択された一つ以上のプロセス (第 2.16 項) の、温室効果ガス排出量 (第 4.5 項) と吸収量 (第 4.6 項) の合計。CO₂ 換算値 (第 4.2 項) で表され、ライフサイクルアセスメント (第 1.3 項) に基づく。

項目への注記 1: 部分的 CFP は、ライフサイクル (第 1.2 項) の特定の段階をモデル化したプロセスを対象とすることが多い。

項目への注記 2: 部分的 CFP は、製品システム (第 2.2 項) の一部分であり CFP (第 7.1 項) の算定の基盤となる可能性がある、特定のプロセスや情報モジュール (第 2.15 項) を基にしたもの、もしくはそれらがまとめられたものである。情報モジュール (第 2.15 項) についてのより詳しい情報は、ISO 14025:2006 第 5.4 項に記載されている。

7.3 製品のカーボンフットプリントの調査 (carbon footprint of products study)

CFP 調査 (CFP study)

CFP (第 7.1 項) または部分的 CFP (第 7.2 項) の算定と報告を含む調査。

7.4 製品のカーボンフットプリントの調査報告書 (carbon footprint of products study report)

CFP 調査報告書 (CFP study report)

CFP 調査 (第 7.3 項) の報告書。

7.5 オフセット (offsetting)

製品システム (第 2.2 項) の境界外のプロセス (第 2.16 項) における温室効果ガス排出量 (第 4.5 項) について、放出の防止、削減または吸収を行うことにより、CFP (第 7.1 項) または部分的 CFP (第 7.2 項) を相殺する仕組み。

例: 再生可能技術への対外投資、省エネ対策、新規植林/再植林。

項目への注記 1: オフセットは CFP の算定では認められていない。このため、オフセットは CFP のいかなるコミュニケーションにも影響しない。

[出典: ISO 14021:1999/FDAM 1:2011 を修正—原典の注記の情報を改定して「例」(上述)とし、オフセットに関する規則の情報を記載した「項目への注記 1」を新たに追加した。]

8 検証に関する用語

8.1 検証 (verification)

客観的証拠を提示することによって、規定要求事項が満たされていることを確認すること。

[出典: JISQ14025:2008 環境ラベルおよび宣言-タイプⅢ環境宣言-原則および手順 (H20,6,20)]

8.2 検証員 (verifier)

検証を実行する個人又は団体 (ただし、JIS では検証者と記載)

[出典: JISQ14025:2008 環境ラベルおよび宣言-タイプⅢ環境宣言-原則および手順 (H20,6,20)]

8.3 検証基準 (verification criteria)

エビデンスが比較される基準として用いられる、政策、手順または要求事項。

項目への注記1：検証基準は、政府、GHG プログラム (ISO 14050:2009 第 9.4.1 項)、自発的な報告イニシアチブ、規格、または優良事例の指針 (good practice guidance) によって確立されてもよい。

[出典：ISO 14064-1:2006 第 2.32 項を修正－「項目への注記 1」の冒頭の研修に関する言及を削除。]

9 登録レビューア・内部検証員に関する用語

9.1 登録レビューア

PCR レビュー及び個別検証を行うために登録した個人

9.2 内部検証員

システムにおける内部検証を行うために登録した個人

9.3 登録 (登録レビューア、内部検証員、システム認証審査員)

プログラム運営者が、登録レビューアや内部検証員、システム認証審査員の資格を有していることを所定の手続きに基づき認めること

9.4 登録 (システム認証審査機関)

プログラム運営者が、審査機関がシステム認証審査の資格を有していることを所定の手続きに基づき認めること

9.5 登録 (登録レビューア、内部検証員、システム認証審査員) の維持および更新

登録の維持

登録後、プログラム運営者が 1 年毎に見直しを実施し登録継続の確認を行うこと

登録の更新

登録後、プログラム運営者が 3 年毎に見直しを実施し登録継続の確認を行うこと

9.6 サーベイランス (プログラム運営者)

登録レビューアや内部検証員、システム認証機関が行った業務内容を、協会 (プログラム運営者) が確認すること

10 マネジメントシステム関連用語

10.1 マニュアル

システムに関する要求事項に基づいて構築するシステムについて、概要や手順を記述した文書をいう。

10.2 トップマネジメント<ISO9000>

最高位で組織を指揮し、管理する個人又はグループ。

10.3 方針

トップマネジメントによって正式に表明された、宣言に関する組織の意図および方向付けをいう。

10.4 内部検証

構築されたシステムで算定された値および宣言が、PCR や算定・宣言に関連する要求事項に適合していることを、必要な力量を持つ者が組織内部の責任において証明する活動をいう。

10.5 力量<ISO9000>

知識と技能を適用するための実証された能力をいう。

10.6 内部システム監査

構築されたシステムが、組織の定めた監査基準を満たしているか判定するために、監査証拠を収集し、それを客観的に評価する体系的で、独立し、文書化された手順。

参考：多くの場合、特に中小規模の組織の場合は、独立性は、監査の対象となる活動に関する責任を負っていないことで実証することができる。

10.7 是正処置<ISO9000>

検出された不適合又はその他の検出された望ましくない状況の原因を除去するための処置をいう。

10.8 不適合<ISO14001>

要求事項を満たしていないことをいう。

10.9 申請組織

システムの認証を得るためのシステム認証審査を申請した組織

10.10 被認証組織<JIS Q 17021 : 2008>

システムが認証された組織

10.11 異議申立て

申請者又は被認証組織からの要請であって、その希望する認証の地位に関し認証機関が下した否定的な決定について再考を求めること。

10.12 苦情

製品又は苦情対応プロセスに関して、申請者又は被認証組織に対する不満足の実現で、その対応又は解決が、明示的又は暗示的に期待されているもの

以上